

## 令和7年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人 立石会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和7年11月17日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適正な会計処理を行うこと。
- ・前年度からの未改善事項については、早急に改善に取り組むこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告																
<p>1 社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、予算未計上、又は予算額を大幅に超えて支出している状況が見受けられた。</p> <p>については、必要な支出がある場合には、必要額を精査した上で補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p> <p>なお、当該指摘は、前年度の指摘事項であるので改善できなかった要因を分析の上、必ず改善すること。</p> <p>(例) (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設名</th> <th style="width: 25%;">科目</th> <th style="width: 15%;">予算額</th> <th style="width: 15%;">決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホームみどり園</td> <td>積立資産支出(施設整備等積立資産支出)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">7,300,000</td> </tr> <tr> <td>ケアハウスみどり園</td> <td>補助事業収入(公費)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">2,040,500</td> </tr> <tr> <td>ケアハウスみどり園</td> <td>車両費支出</td> <td style="text-align: right;">100,000</td> <td style="text-align: right;">517,564</td> </tr> </tbody> </table> <p>(留意事項2(2))(経理規程第21条)</p>	施設名	科目	予算額	決算額	特別養護老人ホームみどり園	積立資産支出(施設整備等積立資産支出)	0	7,300,000	ケアハウスみどり園	補助事業収入(公費)	0	2,040,500	ケアハウスみどり園	車両費支出	100,000	517,564	<p>今後は、必要な収支については予算計上し理事会の承認を受ける。</p> <p>また、予算と決算に隔たりがないよう計算書類は正確に作成し、併せて理事会の承認を受ける。</p>
施設名	科目	予算額	決算額														
特別養護老人ホームみどり園	積立資産支出(施設整備等積立資産支出)	0	7,300,000														
ケアハウスみどり園	補助事業収入(公費)	0	2,040,500														
ケアハウスみどり園	車両費支出	100,000	517,564														
<p>2 計算書類及びその附属明細書について、以下のような状況が見受けられた。</p> <p>(1) 基本金明細書、事業活動明細書及び国庫補助金等特別積立金明細書について</p> <p>以下のとおり、指定された様式のとおり作成されていない。</p> <p>①基本金明細書 第一号基本金、第二号基本金、第三号基本金の欄がない。</p> <p>②事業活動明細書 特別増減の部の欄は不要である。</p>	<p>(1) について 今後は、指定された様式に従って附属明細書を作成する。</p> <p>(2) (3) (4) (5) について 今後は、附属明細書の作成について計算書類と整合性を図り、誤りのないように正確に記載する。</p> <p>(6) について</p>																

<p>③国庫補助金等特別積立金明細書 当期積立額の欄がない。 ついては、通知の示された指定様式に従って明細書を作成すること。</p> <p>(2) 積立金・積立資産明細書について</p> <p>①国庫補助金等特別積立金は記載不要である。</p> <p>②その他の積立金は記載不要である。</p> <p>③貸借対照表に計上されている退職給付引当資産（3拠点合計：5,560,986円）が、各拠点の明細書に記載されていなかった。</p> <p>(3) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書について</p> <p>①事業区分間繰入金明細書において、社会福祉事業から公益事業に繰入金（200,000円）を行っているが、そのことが記載されていなかった。</p> <p>②拠点区分間繰入金明細書において、ケアハウスから他拠点区分に繰入金（16,242,000円）を行っているが、前期末支払資金残高しか財源にすることができないにもかかわらず、運用収入としていた。</p> <p>(4) 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書について</p> <p>①当該明細書の期首帳簿価格（A）欄の内数である「うち国庫補助金等の額（234,672,147円）」と特別養護老人ホームみどり園拠点区分の貸借対照表の純資産の部の前年度末「国庫補助金等特別積立金（234,072,147円）」が一致していなかった。</p> <p>②当該明細書の当期減価償却額（C）欄の内数である「うち国庫補助金等の額（16,544,948円）」と特別養護老人ホームみどり園拠点区分の事業活動計算書の「国庫補助金等特別積立金取崩額（15,944,948円）」が一致していなかった。</p> <p>(5) 国庫補助金等特別積立金明細書について</p> <p>①（4）①及び②に関連して当該明細書の各拠点の内訳のうち特別養護老人ホームみどり園拠点区分の「前期繰越額（234,072,147円）」と基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書の期首帳簿価格（A）欄の内数である「うち国庫補助金等の額</p>	<p>今後は、科目間違いのないよう計算書類を正確に作成する。</p>
--	------------------------------------

	<p>(234,672,147円)」が一致していなかった。</p> <p>②(4)①及び②に関連して当該明細書の各拠点の内訳のうち特別養護老人ホームみどり園拠点区分の「当期取崩額(15,944,948円)」と基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書の当期減価償却額(C)欄の内数である「うち国庫補助金等の額(16,544,948円)」が一致していなかった。</p> <p>(6) 補助事業等収益明細書について</p> <p>①雇用支援機構からの助成金が計上されている。</p> <p>②鳥取労働局の特定求職者への助成金が計上されている。</p> <p>上記①及び②の助成は、補助事業でないことから雑収益で計上することが適当である。</p> <p>については、附属明細書の作成に当たっては、様式の記載事項や注意事項に基づいて作成するとともに、計算書類とその附属明細書間で整合性を図った上で正確に作成すること。</p> <p>なお、当該指摘は、前年度同様の指摘をしているので改善できなかった要因を分析の上、必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第30条)(運用上の取扱い26及び各別紙様式)(弾力運用局長通知4)</p> <p>(鳥取県長寿社会課長通知)</p>	
3	<p>収益事業の収益は、剰余金として法人内で留保することなく、法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充てることを目的とする事業であるが、収益事業で生じた収益について、社会福祉事業又は公益事業へ充当していなかった。</p> <p>については、収益事業で生じた収益は、原則、社会福祉事業又は公益事業の財源に充当すること。</p> <p>なお、当該事業で生じた収益を将来の当該収益事業用財産の維持管理、将来の修繕等(解体費含む)に要する必要経費(費用)として充当するのであれば、法人として計画的に積み立てをするなど、適切に資金管理を行うこと。</p> <p>なお、当該指摘は、前年度の指摘事項であるので改善できなかった要因を分析の上、必ず改</p>	<p>今後は、修繕等に必要経費は積立てをし、必要な運転資金を除いた額は社会福祉事業へ充当する。</p>

	善すること。 (法第26条)(留意事項 別添3 勘定科目 説明 3)																																					
4	<p>法人単位貸借対照表の資産の部に計上されている現金預金の(461,401,372円)と積立資産(642,297,000円)の合計額(1,103,577,058円)と財産目録の資産の部に計上されている現金預金等の額(461,401,372円)と積立資産(642,297,000円)の合計額(1,103,577,058円)が銀行残高証明書(1,108,277,058円)の合計額が一致していなかった。</p> <p>ついては、金額が一致していない原因を究明して適正額を計上すること。 (会計省令第31条)(運用上の取扱い27)</p>	<p>会計処理の誤りがあったため、現金預金の額と積立資産の額の合計が銀行残高証明書の額と一致していなかった。正しくは現金預金(465,980,058円)、積立資産(642,297,000円)の合計1,108,277,058円となる。</p> <p>今後は、正確に会計処理を行い、額を一致させる。</p>																																				
5	<p>ケアハウスみどり園拠点区分及び第2ケアハウスみどり園拠点区分において、以下のような、経理処理が見受けられた。</p> <p>令和6年度決算では、当期末支払資金残高は運営事業収入の30%を超えていないが、特別養護老人ホームみどり園への拠点区分間繰入金支出がなければ、30%を大幅に超えることとなる。</p> <p>○資金収支計算書 一部抜粋1 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勘定科目</th> <th>ケアハウスみどり園</th> <th>第2ケアハウスみどり園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉収入(A)</td> <td>82,638,800</td> <td>61,811,937</td> </tr> <tr> <td>拠点区分間繰入金支出(B)</td> <td>10,400,000</td> <td>12,000,000</td> </tr> <tr> <td>当期末支払資金残高1(C)</td> <td>24,779,816</td> <td>18,516,381</td> </tr> <tr> <td>(D) = (C) / (A)</td> <td>29.99%</td> <td>29.96%</td> </tr> <tr> <td>当期末支払資金残高2</td> <td>35,179,816</td> <td>36,779,816</td> </tr> <tr> <td>(F) = (B) + (C)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(G) = (F) / (A)</td> <td>42.57%</td> <td>59.50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○資金収支計算書 一部抜粋2 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勘定科目</th> <th>特別養護老人ホームみどり園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期資金収支差額合計(A)</td> <td>31,111,271</td> </tr> <tr> <td>拠点区分間繰入金収入(B)</td> <td>22,400,000</td> </tr> <tr> <td>(C) = (A) - (B)</td> <td>8,711,271</td> </tr> <tr> <td>前期末支払資金残高</td> <td>430,939,085</td> </tr> <tr> <td>当期末支払資金残高</td> <td>462,050,356</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、ケアハウスみどり園及び第2ケアハウスみどり園から特別養護老人ホームみどり園への繰入金がなくとも、当期資金収支差額はマ</p>	勘定科目	ケアハウスみどり園	第2ケアハウスみどり園	老人福祉収入(A)	82,638,800	61,811,937	拠点区分間繰入金支出(B)	10,400,000	12,000,000	当期末支払資金残高1(C)	24,779,816	18,516,381	(D) = (C) / (A)	29.99%	29.96%	当期末支払資金残高2	35,179,816	36,779,816	(F) = (B) + (C)			(G) = (F) / (A)	42.57%	59.50%	勘定科目	特別養護老人ホームみどり園	当期資金収支差額合計(A)	31,111,271	拠点区分間繰入金収入(B)	22,400,000	(C) = (A) - (B)	8,711,271	前期末支払資金残高	430,939,085	当期末支払資金残高	462,050,356	<p>令和6年度は、前期末支払資金残高も鑑み、当期末支払資金残高を運営事業収入の30%未満とするためには繰入金支出をするしか方法がなかった。繰入金支出した額については戻入れを行い、積立てする。</p> <p>また、今後は適正な施設運営を確保するために積立てすべき額は適切に積立てをし、余剰資金とならないようにする。</p>
勘定科目	ケアハウスみどり園	第2ケアハウスみどり園																																				
老人福祉収入(A)	82,638,800	61,811,937																																				
拠点区分間繰入金支出(B)	10,400,000	12,000,000																																				
当期末支払資金残高1(C)	24,779,816	18,516,381																																				
(D) = (C) / (A)	29.99%	29.96%																																				
当期末支払資金残高2	35,179,816	36,779,816																																				
(F) = (B) + (C)																																						
(G) = (F) / (A)	42.57%	59.50%																																				
勘定科目	特別養護老人ホームみどり園																																					
当期資金収支差額合計(A)	31,111,271																																					
拠点区分間繰入金収入(B)	22,400,000																																					
(C) = (A) - (B)	8,711,271																																					
前期末支払資金残高	430,939,085																																					
当期末支払資金残高	462,050,356																																					

	<p>イナスとならない。</p> <p>ついては、当期末支払資金残高の保有の上限は、過大な保有を防止する観点から当該年度の運営事業収入の30%以下とされているが、その保有にあっては運営事業収入の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであるので留意すること。</p> <p>また、ケアハウスみどり園及び第2ケアハウスみどり園から特別養護老人ホームみどり園への繰入金支出を戻入した上で、適正な施設運営の資金の在り方について再検討すること。</p> <p>なお、当該指摘は、前年度の指摘事項であるので、必ず改善すること。</p> <p>(弾力運用局長通知4)(鳥取県長寿社会課長通知)</p>	
6	<p>利用(入所)者が亡くなった際の香典を葬祭費支出に計上しているものが見受けられたが、葬祭費支出は利用者が死亡したときの葬祭に要する支出である。</p> <p>ついては、香典等の慶弔経費は、渉外費が適当であるので留意すること。</p> <p>当該指摘は、前年度の指摘事項であるので必ず改善すること。</p> <p>(留意事項 別添3)</p>	<p>今後は、科目間違えのないよう計算書類を正確に作成する。</p>